

別表第1（第3条関係）

住宅の不良度の測定基準

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高 評点
1	構造一般の 程度	(1) 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎 が玉石であるもの	10	45
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎 がないもの	20	
		(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造の腐朽 又は破損の 程度	(1) 基礎、 土台、柱 又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱 が腐朽し、又は破損しているもの等 小修理を要するもの	25	100
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾 斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は 破損しているもの、土台又は柱の数 箇所に腐朽又は破損があるもの等大 修理を要するもの	50	
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破 損又は変形が著しく崩壊の危険のあ るもの	100	
		(2) 外壁又 は界壁	ア 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の はく剥落、腐朽又は破損により、下地の露 出しているもの	15	
			イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の はく剥落、腐朽又は破損により、著しく下 地の露出しているもの又は壁体を貫 通する穴を生じているもの	25	
		(3) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又ははく れがあり、雨もりのあるもの	15	
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落がある はくもの、軒の裏板、たる木等が腐朽した もの又は軒の垂れ下がったもの	25	
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50	
3	防火上又は 避難上の構 造の程度	(1) 外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるも の	10	30
			イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数 が3以上あるもの	20	
		(2) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているも の	10	
4	排水設備	雨水	雨水はく樋がないもの	10	10